

市町への協議の結果とそれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和4年8月5日(金)～令和4年9月6日(火)

2 意見数

1項目(意見書提出件数1件)

表題の市町への協議に関し、いただきました意見とそれに対する県の考え方を、下記表のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

今回、ご意見をいただきましたことについて、厚くお礼申しあげます。

【対応区分】

- ① 意見や提案内容を反映させていただくもの
- ② 意見や提案内容が既に反映されているもの
- ③ 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの
- ⑤ その他(①～④に該当しないもの)

番号	ページ	項目	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方(回答・HP 公表)	対応
1	6	住宅確保要配慮者とは	「住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者」を「住宅確保要配慮者」として定めていますが、支援等を行うことができる者であるのに、要配慮者とする意図は何ですか。	<p>国の基本方針において、住宅確保要配慮者の対象者として、低額所得者、被災者、高齢者等の対象者を列挙するとともに、最後に「これらの者に対して必要な生活支援等を行う者等多様な属性の者が住宅確保要配慮者に含まれ得る。」と記載されています。</p> <p>本県としましては、「住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者」を住宅確保要配慮者の対象者に追加し、広く必要な支援を行うことができるよう取り組みを進めたいことから、本計画(案)の記載としました。</p>	⑤